

高槻南高校を「廃校」とした府条例の取消と損害賠償を求める

年末募金にご協力を！

生徒59名が大阪府を訴えるー

高南「教育権」訴訟を支える会

2002年12月大阪府議会において、府議会で各党各派は、高南応援団から提出されていた請願の審議を一切行うことなく、高槻南高校の廃校(島上との統合)を前提とした「大阪府立高等学校等条例一部改正」(案)を可決しました。大阪府と府教育委員会は、16万人に及ぶ反対署名と、生徒・保護者の廃校撤回を求める要望を一切無視したのです。このような事態に至り、**大阪府立高槻南高等学校に在学する生徒59名とその父母(共同親権者)111名**のあわせて**172名は、2003年3月28日、被告大阪府と大阪府知事を相手取り、被告がおこなった高槻南高等学校の廃校処分を以下の理由などにより、府条例に基づく廃校処分の取消と損害賠償を求めて29名の弁護士団で大阪地方裁判所に提訴しました。**

1. 原告らの適正な高等学校教育を受ける権利の侵害 教育権・人格権の侵害。
2. 「意見表明権」(子どもの権利条約12条)「表現・情報の自由(への権利)」(同13条)侵害。

これまでの同校の充実した学習活動、活力と探究心に溢れた運動系・文化系部活動のバランスのとれた発展は、廃校処分の不当・違法性をあきらかにし、強く告発するものです。

あくまでこの不合理で非教育的な廃校処分の取消を求める高槻南高校生徒の訴えを支えるために、裁判費用等の年末募金活動にご協力下さい。(募金を寄せていただいた方には、支える会ニュースをお送りします。差しつかえなければ、ご住所をお書き下さい)

取扱いの方へ 募金は下記口座にお振込み下さい。表部分はコピーして事務局までFAXを

氏名	住所	募金額

(連絡先) 569 1121 高槻市真上町

電話・FAX

(郵便振替口座) 00960 - 8 - 242247